

議案第66号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の改正を踏まえ、フルタイム会計年度任用職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算及び在職期間の計算について定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和32年葛飾区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「）の職員」の次に「（規則で定める者を除く。）」を加え、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「は数」を「端数」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年葛飾区条例第 号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となったときは、第3項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

第16条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条第5項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。